

報告第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和5年11月30日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第16条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	

22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600

64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			

	106		299,600	348,200			
	107		300,000	348,600			
	108		300,300	349,000			
	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	円	円	
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900
	2	148,100	201,200	221,000
	3	149,100	202,200	221,900
	4	150,100	203,000	222,800
	5	151,200	203,700	223,800
	6	152,300	205,200	225,100
	7	153,400	206,500	226,300
	8	154,400	207,600	227,400
9	155,300	208,900	228,700	

10	156,400	209,600	230,300
11	157,500	210,400	231,800
12	158,600	211,100	233,000
13	159,500	212,200	234,100
14	160,600	213,100	235,300
15	161,800	214,000	236,500
16	162,900	214,800	237,400
17	164,000	215,700	238,000
18	165,400	216,700	238,400
19	166,700	217,600	238,800
20	167,900	218,500	239,300
21	169,000	219,200	239,800
22	170,200	220,000	241,100
23	171,400	220,800	242,300
24	172,600	221,400	243,200
25	173,700	222,100	244,300
26	175,200	222,600	245,500
27	176,700	223,000	246,700
28	178,200	223,500	247,900
29	179,600	224,100	248,700
30	181,000	225,100	249,800
31	182,500	226,000	251,000
32	184,000	226,600	252,100
33	185,400	227,100	253,200
34	187,100	228,100	254,100
35	188,800	229,100	255,000
36	190,500	230,100	256,000
37	192,200	230,600	257,000
38	193,300	231,700	257,800
39	194,700	232,800	258,600
40	195,800	233,800	259,500
41	196,800	234,500	260,400
42	198,200	235,500	261,300
43	199,400	236,400	262,200
44	200,600	237,200	263,200
45	202,100	238,000	263,800
46	203,100	238,800	264,700
47	204,000	239,500	265,700
48	205,100	240,100	266,600
49	206,200	240,700	267,600
50	207,200	241,600	268,400
51	208,100	242,500	269,200

52	209,100	243,300	269,900
53	210,200	244,200	270,500
54	211,200	245,100	271,300
55	212,100	245,700	272,100
56	213,000	246,400	272,900
57	213,900	247,200	273,500
58	214,500	247,900	274,400
59	215,200	248,600	275,300
60	216,000	249,200	276,200
61	216,800	249,800	277,100
62	217,300	250,600	278,100
63	217,800	251,400	278,900
64	218,300	252,000	279,800
65	218,800	252,600	280,600
66	219,400	253,100	281,400
67	220,000	253,500	282,200
68	220,500	253,900	282,900
69	220,800	254,600	283,500
70	221,100	255,100	284,300
71	221,400	255,500	285,100
72	221,700	255,800	285,800
73	221,900	256,000	286,500
74	222,300	256,300	287,200
75	222,600	256,700	287,900
76	223,000	257,100	288,700
77	223,200	257,400	289,200
78	223,700	257,800	289,700
79	224,000	258,200	290,100
80	224,300	258,600	290,500
81	224,600	258,900	290,900
82	224,900	259,200	291,300
83	225,200	259,500	291,800
84	225,500	259,700	292,300
85	225,800	259,900	292,600
86	226,100	260,100	293,100
87	226,400	260,400	293,700
88	226,700	260,700	294,200
89	227,000	260,900	294,500
90	227,400	261,100	295,000
91	227,700	261,400	295,500
92	228,000	261,600	295,800
93	228,200	261,900	296,200

94	228,500	262,200	296,700
95	228,800	262,500	297,200
96	229,100	262,700	297,700
97	229,300	262,900	298,000
98	229,600	263,200	298,400
99	229,800	263,400	298,900
100	230,100	263,700	299,400
101	230,400	264,000	299,800
102	230,600	264,200	300,200
103	230,900	264,500	300,500
104	231,200	264,800	300,800
105	231,500	265,000	301,100
106	232,000	265,200	301,500
107	232,300	265,500	301,900
108	232,600	265,700	302,300
109	232,800	266,000	302,600
110	233,200	266,300	303,000
111	233,600	266,600	303,400
112	233,900	266,800	303,700
113	234,100	267,000	303,900
114	234,600	267,300	304,200
115	235,100	267,500	304,500
116	235,600	267,700	304,700
117	235,900	268,000	304,900
118	236,300	268,300	305,200
119	236,700	268,600	305,500
120	237,000	268,900	305,700
121	237,400	269,100	305,900
122		269,300	306,200
123		269,600	306,500
124		269,900	306,700
125		270,100	306,900
126		270,300	307,200
127		270,600	307,500
128		270,900	307,700
129		271,100	307,900
130		271,300	308,200
131		271,600	308,500
132		271,900	308,700
133		272,100	308,900
134		272,300	
135		272,600	

	136		272,900	
	137		273,100	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		194,600	205,700	224,200

備考 この表は、機器の運転操作その他事務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

第2条 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第16条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第16条第2項及び第3項並びに第16条の4第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

報告第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（期末手当の支給率改定の特例）

- ４ 第１１条及び第２０条第１項の規定により給与条例第１６条第２項の規定を準用する場合において、同項に規定する期末手当基礎額に乗じる率（以下この項において「支給率」という。）の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第1号

南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等
の一部を改正する条例制定について

南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等
の一部を改正する条例

(南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 南空知公衆衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条中「含む。」の次に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第11条の2 給与条例第16条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

第20条第1項中「この条」の次に「及び次条」を、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第20条の2 給与条例第16条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条の4第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」とあるのは「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附則に次の1項を加える。

(勤勉手当の成績率改定の特例)

5 第11条の2及び第20条の2第1項の規定により給与条例第16条の4第2項の規定を準用する場合において、同項に規定する勤勉手当基礎額に乗じる率（以下この項において「成績率」という。）の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の成績率は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の成績率によるものとする。

（南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第2号

令和5年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第2号）

令和5年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,084千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ397,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分 賦 金		348,142	△ 32,130	316,012
	1 分 賦 金	348,142	△ 32,130	316,012
2 繰 越 金		3,000	15,046	18,046
	1 繰 越 金	3,000	15,046	18,046
歳 入 合 計		414,298	△ 17,084	397,214

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総 務 費		20,819	△ 266	20,553
	1 総務管理費	20,718	△ 266	20,452
3 清 掃 費		389,847	△ 16,818	373,029
	1 清 掃 費	389,847	△ 16,818	373,029
歳 出 合 計		414,298	△ 17,084	397,214

議案第3号

令和6年度南空知公衆衛生組合一般会計予算

令和6年度南空知公衆衛生組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ395,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は5,000千円と定める。

令和6年2月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分 賦 金		3 2 7, 9 2 9
	1 分 賦 金	3 2 7, 9 2 9
2 繰 越 金		3, 0 0 0
	1 繰 越 金	3, 0 0 0
3 諸 収 入		6 4, 6 7 1
	1 雑 入	6 4, 6 7 0
	2 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		3 9 5, 6 0 0

(歳 出)

(単 位 : 千 円)

款	項	金 額
1 議 会 費		5 0 0
	1 議 会 費	5 0 0
2 総 務 費		1 7 , 8 2 4
	1 総 務 管 理 費	1 7 , 7 2 8
	2 監 査 委 員 費	9 6
3 清 掃 費		3 7 4 , 2 7 1
	1 清 掃 費	3 7 4 , 2 7 1
4 公 債 費		5
	1 公 債 費	5
5 予 備 費		3 , 0 0 0
	1 予 備 費	3 , 0 0 0
歳 出	合 計	3 9 5 , 6 0 0